

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
1	資料2	(反映内容) 1	「1 都市構造図の修正について」の修正点について、安威川ダムの完成を追記すべきと考える。	本資料は修正点を列記したものであり、安威川ダムについては従前より記載があるため、原案のとおりとします。	河本委員
2	資料2	120	「主要プロジェクト・豊富な知的資源」の図の中に、知的資源として、市立文化財資料館、川端康成文学館を含めるべきと考える。	知的資源としては、大学やライフサイエンス分野の学術研究機関などを図示していることから、原案のとおりとします。	河本委員
3	資料2	122	「都市構造・土地利用の考え方③ 水と緑のネットワークの形成」の図の中に、緑豊かで、キャンプエリアだけでなく、ピクニックエリア、ハイキング道も有する青少年野外活動センターを記載されるべきと考える。	構成要素として、北部地域は地域全体として記載していることから、原案のとおりとします。なお青少年野外活動センターは交流拠点に位置付けています。	河本委員
4	資料2	123	市民会館跡地利用エリアを示す★印の位置が、少しずれていると思われる。	市民会館跡地エリアについては、隣接する元茨木川緑地も合わせた形で、今後の中心部の新たな拠点として、両駅間の中間点を想定した位置と考えており、少し西側に修正します。	河本委員
5	資料2	123	前期基本計画においても同様であったが、「生活拠点」や「地域拠点」、「交流拠点」の地名（特に駅など目印となるものがない地域）を明記した方が良いのではないかと。特に北部地域は、「交流拠点」や「将来的に整備予定の交流拠点」がどこかがわからないと思われる。	全体の都市構造図においては、図が煩雑にならないよう、拠点の名称は明記しない考えであるため、原案のとおりとします。なお、本図の出典元である都市計画マスタープランにおいては、都市構造の区分ごとのページで地名を明記しています。	豊田委員

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
6	資料2	123	都市構造の後期基本計画への反映も、茨木市各地域の新たなプロジェクトの進行状況を追記するだけで、それぞれの地域の衰退や行き詰まりの理由等を総括し、それに対応した新たな方策を創出する視点がないのではないか。	都市計画マスタープランの施策中間見直しにおいて、「都市づくりプラン」の見直しを行っており、その内容を踏まえ後期基本計画の都市構造（目指す地域イメージ）の追記・修正を行っています。 「都市づくりプラン」の見直しは、この5年間のプランの進捗状況や本市の状況、社会的な背景等を考慮したものとなっており、ご意見にある視点も持ちながら進めているものです。	畑中委員
7	資料2	124	①で、「人」「モノ」「カネ」に加えて「感性」があるが、前3つは揶揄的な言葉を並べている。そうならば「感性」は語義が複雑かつ専門的でありここにはなじまないように思われる。モノ、カネ、ココロと続くとは分かり易いと思うので、「感性」ではなく「ココロ」としてはいかがか。	中心市街地は多様な主体による出会いや活動が絶えず起こり続ける地域をイメージしており、「感性」という言葉には、そうした人と人の出会いによる化学反応への期待を込めていることから、原案のとおりとします。	新野委員
8	資料3	126	全般的に文字やグラフ等が小さく、わかりにくいので改めてほしい。	資料3は審議会用に見え消しをしているなどから見づらくなっていますが、本編では分かりやすく改めます。	長田委員
9	資料3	126	「（1）茨木市の財源の状況」の、「決して多くはない財源」とは、どう言う意味か。「限られた財源」という意味か。	歳入の根幹となる財源である税等一般財源が、府内都市平均や北摂7市平均と比較して本市の財源が決して多くはないことを示しています。	河本委員

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
10	資料3	126	「*コラムその1*」の予算規模について、財源は、税源移譲等で700～800億ということであるが、900億円台の財源根拠を示しておくべきではないか。	コラムの趣旨は財源ではなく、近年の実績や今後の動向を踏まえた予算規模の推移を示すことであるため、原案のとおりとします。	河本委員
11	資料3	126	「②決算額の推移」の下から4行目「新築家屋の増等により増収傾向で」とあるが、他の要因はないのか。	他の増収要因としまして、個人市民税や法人市民税等の増もありますが、特に大きな要因が固定資産税のため、原案のとおりとします。	長田委員
12	資料3	126	「②決算額の推移」の下から2行目「赤字補てん債により補い」と記載されているが、過去3年間では、赤字補てん債を大きく減らしていることから、適切な表現に改めるべきではないかと考える。	赤字補てん債は、財源不足を地方交付税とともに補うために発行するものであり、発行額は減少傾向にあります。税等一般財源を補うため現状発行していますことから、原案のとおりとします。	河本委員
13	資料3	126 127	P.126②決算額の推移で「赤字補てん債」という用語は正式な行政用語か。また「赤字」とは主体は何か？何を「補てん」しているのか。地方自治体視点からは「臨時財政対策債」とすることが適切ではないか。P.127主な財政指標等の状況本文では「臨時財政対策債」と記述しつつ、同ページ図表6では「赤字補てん債」と記述し、用語に統一性がない。図表6も「臨時財政対策債等」とすべきではないか。	国（財務省）において、国債は大別して「建設国債」と「特例国債」に区別されており、「特例国債」は通常歳入が不足する際に赤字を補てんする目的で発行することから「赤字国債」と呼ばれております。本市においては、これらの趣旨を踏まえ、財源不足を補填するために借りる借金のことを市民に分かりやすく表現するために「赤字補てん債」という用語を使用しているものです。なお、「赤字補てん債」と「臨時財政対策債」の記述については、「赤字補てん債（臨時財政対策債等）」に統一します。	畑中委員

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
14	資料3	127	「b) 主な歳出の状況」の下から2行目、「人件費の抑制」とされているが、物件費の中に人件費相当の歳出が含まれていることから、この表現は正確かどうか。	行財政改革の一環として民間委託等の効率化を推進しているため、人件費相当の物件費に反映される部分はありますが、該当箇所については、義務的経費の中での人件費の記載としましては、少数精鋭を基本に適正な職員配置に努めることで人件費を抑制しているため、原案のとおりとします。	河本委員
15	資料3	127	「c) 主な財源指標等の状況」の6行目、「大阪府内では良い状況を維持」の表現は、誤解されないかどうか。「大阪府内では各市と比較し比率は低い（良い）状況を維持」などと、できるだけ正確に記載されてはいかか。	ご意見の表現方法がより丁寧であると考えられるため、「大阪府内では各市と比較し比率は低い（良い）状況を維持」に修正します。	河本委員
16	資料3	128	「推計方法等」の〔主な歳出の項目〕◆その他、※物件費に、人件費に含めていない臨時職員の給与も記載されるべきと考える。	会計年度任用職員制度の創設にあたり、現在の臨時職員の賃金は令和2年度から人件費に振り替えていますことから、原案のとおりとします。	河本委員
17	資料3	129	「a) 政策事業」の6行目、「JR総持寺駅周辺」は、「JR及び阪急総持寺駅周辺」が適切ではないかと考える（p84と合わせる）。	阪急総持寺駅周辺整備につきましては、限られた部分での事業となるため主要プロジェクト事業には含めていないことから、原案のとおりとします。	河本委員

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
18	資料3	129	③のa)で、文頭に「今後、何も手立てを講じなければ、」とあるが、続く文章で今後の見込みが記され、b)で対応すべき課題とそれに対する取り組み策が示されているのであるから、この文頭の否定的な想定 of 文言は省いてよいのではないか。	健全財政を確保するための取組（手立て）を実践する場合としない場合を区別化し、その必要性を示すための文言であります。より分かりやすく丁寧な表現とするため、「今後、何も手立てを講じなければ」の文言について、「健全財政を確保するための取組を講じない場合は」に修正します。	新野委員
19	資料3	130	他のところでもそうですが、赤文字の「逡減」という意味が分かり辛い。もう少し分かり易い表現を工夫されてはいかがか。例えば、「徐々に減少」など。また、赤枠の「何も手立てを講じなければ」とは、分かり易く言うと、具体的にどう言うことなのか。	「逡減」の表現につきましては、「段階的に減少」など分かりやすい表現になるよう修正します。 「何も手立てを講じなければ」とは、将来にわたりまちの持続的発展を果たすためには、財政の健全性を確保する必要があると考えていますことから、その健全財政に向けた取組を実践しない場合は、という意味です。	河本委員
20	資料3	131	「（3）将来を見据えた取り組み」の中に、新公会計制度の活用にも触れられるべきではないかと考える。	公会計制度については、財政運営に活用すべき取組であることは認識しておりますが、従来の決算分析や健全化指標等とともに適切な財政運営を行うための取組の1つであると捉えています。そのうえで本計画において示す健全財政に向けた具体的な取組を実践するものと考えておりますことから、原案のとおりとします。	河本委員
21	資料3	132	図表12ならびに図表13について、過去の年度と将来の年度の双方について「取組後」で示されているが、わかりにくいと思われる。過去の数値は実績値で、将来の年度が予測（推計）なのであれば、その旨、明記するべきではないか。そうでないのであれば、説明を追加するべきではないか。	ご指摘の内容を踏まえ、図表12・13ともに、過去の数値は実績値で、将来の年度は予測値である旨、分かるよう記載します。	豊田委員

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
22	資料3	134	「まとめ」1行目、「茨木市が赤字になる」の表現について、蓄えがないという誤解を招くため、単年度決算であることが分かるように表現されるか、別の表現に置き換えるべきと考える。例えば、「茨木市が破綻する?!」などと。	「赤字」につきましては、収支不足の際に基金を活用するという文脈の中での記載であり、一般的な表現であると考えますため、原案のとおりとします。	河本委員
23	資料3	134	「まとめ」の冒頭で、「「茨木市が赤字になる?!」そんなことはないと思われがちですが、」とあるが、誰がそのように言っているのかも不明確で、一部の人の偏見が書かれているように思われる。したがって、この言句は省いて、「健全な財政運営を行ってきた本市でさえも、一定の条件を想定する中において、赤字になる危険性があります。」としてはいかがか。	「財政」の内容はとっつきにくく、いわゆる堅い内容であるため、コラムと同様に読みやすさの工夫としてあえて文章のトーンを変化させていることから、原案のとおりとします。	新野委員
24	資料3	134	市の財政状況やP134「まとめ」に記載の内容について、市民に発信のうえ、全市的に共有し、適切に推進することが必要であると考えがいかがか。	財政状況をはじめ、本市が取組む健全財政に向けた取組について市民の皆様と共有を図ることは必要であると認識していますことから、引き続き広報誌やホームページでの啓発をはじめ、出前講座や小中学校等の授業を活用した情報発信に努めます。	長田委員

## 第4回 茨木市総合計画審議会 ご意見・ご質問表に対する対応案（事務局案）

項番	資料	ページ	ご意見・ご質問	対応案（事務局案）	委員名
25	資料3	134	第1章から第7章までつらねてきて、行政の使命は「まちの持続的発展」という一つの言葉にまとめるのか。さらに「まちの持続的発展」＝「将来にわたる市民サービスの向上」なのか。「まちの持続的発展」にどれだけの意味が込められているのかまったくわからない。本来なら行政の使命は「住民の福祉の向上」や「住民の生命と財産を守ること」ではないのか。わざわざ「まちの持続的発展」を持ち出すのは数多くの主要プロジェクト（今後集中するために多額の財政負担となる予測）を推進するための正当化を図る文言ではないか。ハード事業の適切な選択というが、その中身も問題である。計画に上がっている多数の「主要プロジェクト」のためにかえって財政の硬直化につながっているのではないか。巨額の市民会館跡地エリア整備事業費をはじめ現在及び将来の「主要プロジェクト」経費を思い切って抑え込むことで求められている市民サービスの向上や市民生活に身近な公共事業につなげるべきではないか。	「住民の福祉の向上」や「住民の生命と財産を守る」ためには、安全で安心、健やかな市民生活を基本に、まちの発展や魅力向上が実感できるまちづくりが不可欠であり、それをより適切に表現するものとして、P126・P134の「まちの持続的発展（将来にわたる市民サービスの向上）」を、「将来にわたる市民サービスの向上・まちの持続的発展」に修正します。なお、「主要プロジェクト」は、それら行政の使命を達成するために必要なものと考えています。	畑中委員
26	資料3		財政計画の後期基本計画への反映も、前期の財政運営における「健全財政」の名の下に行われた財政運営と行政運営についての評価を行う事が前提となっている。茨木市のいう『健全財政』は市民にとっては「不健全財政」になっており、根本的に見直すべきではないか。	財政計画では、今後10年間の収支として、少子高齢化等を背景に増加する社会福祉経費や経常化する政策財源に対し、何も手立てを講じない場合、収支不足に陥る厳しい財政状況を見込んでいます。このような中においても、本計画では、財政運営の基本原則を定め、取組むことにより、毎年の予算編成では政策財源を確保し、さらなる市民サービスの充実を図っています。今後も持続的発展につながるこれらの取組については継続していくため、原案のとおりとします。	畑中委員